令和４年度　介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）
開　催　要　綱

１　目　　的　　介護保険法に基づき、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

２　実施主体　　石川県

３　実施機関　　社会福祉法人石川県社会福祉協議会　福祉総合研修センター
研修協力機関　　石川県公立大学法人 石川県立看護大学附属地域ケア総合センター

４　受講対象　　特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、居宅サービス事業等に就業している介護職員等で、以下の条件を全て満たす者

①　介護福祉士又は同等の知識等を有するとして施設長が推薦した者であること
②　実地研修先を確保できること
　　実地研修先：原則として、指導看護師等のいる勤務先の事業所等
　また、別紙の実地研修実施要件を満たす事業所等であること

指導看護師等について

※実地指導をするためには喀痰吸引等指導者養成講習、または、医療的ケア教員養成講習を修了いただくことが必要です。指導看護師等の養成講習を同時に受け付けていますので、別途お申込みください。

※実地研修開始前に実地研修先に指導看護師等が在籍していることが分かる書類（指導者講習修了証書、医療的ケア教員講習会修了証書などの写し）を提出していただきます。後日、提出方法等についてご案内いたします。

※各施設・事業所へのお願い
本研修の「手順解説」、「演習」において、受講者を指導していただく指導者として、貴所属の指導看護師等の派遣にご協力ください。
下記（1）（2）の研修（４日間）への参加案内をお送りします。

（1）７月１６日（土）、１７日（日）の２日間　　手順解説「喀痰吸引」「経管栄養」
「手順解説」では、喀痰吸引の指導のポイント（１日）、経管栄養の指導のポイント（１日）を踏まえて指導いただきます。（謝金・交通費の支給なし）
（2）７月３０日（土）、３１日（日）の２日間　演習「喀痰吸引」「経管栄養」
上記（1）の手順解説での指導ポイントを基に、実際に指導者役として評価・指導をしていただきます。各事業所における指導者としての実践力の向上にもつながります。（謝金、交通費の支給あり）

５　定　　員　　２４名
※演習時は対面で受講いただく必要があるため、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、定員数を減らしております。大変ご迷惑をおかけしますが、各事業所より１名の

お申込みとしていただきますようご調整ください。また、受講希望者が定員を超過した場合、受付期間中であっても受付を締め切ることがあります。

※受講希望者が定員を超過した場合、現に喀痰吸引等が必要な方の人数や緊急性等を勘案し、受講者を決定します。

6　研修内容・日時

※基本研修（講義）１日目、３日目～６日目は、ＺＯＯＭによるオンラインで受講いただきます。

基本研修２日目、７日目、８日目、筆記試験、演習は、会場に集合して受講いただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、延期もしくは中止（研修途中であっても）、または一部日程を変更する場合がありますことを予めご了承ください。

変更が生じる場合は、受講申込された方にメール等でご案内するとともに、石川県社会福祉協議会ホームページの新着情報に掲載いたします。

（1）基本研修（講義）　５０時間　研修内容は別表１参照

１日目	６月１１日（土）	９：２０～１７：００	オンライン
２日目	６月１２日（日）	９：２０～１７：１０	会場集合
３日目	６月２１日（火）	９：２０～１７：２０	オンライン
４日目	６月２２日（水）	９：２０～１７：３０	オンライン
５日目	６月３０日（木）	９：２０～１７：３０	オンライン
６日目	７月　１日（金）	９：２０～１７：３０	オンライン
７日目	７月１６日（土）	９：３０～１７：３０	会場集合
８日目	７月１７日（日）	９：３０～１７：３０	会場集合

※１日目は８時４０分からＺＯＯＭの入室開始、９時からオリエンテーション

２日目は８時５０分から受付開始、９時１０分からオリエンテーション

３～６日目は８時５０分からＺＯＯＭ入室開始、９時１０分からオリエンテーション

７、８日目は９時から受付開始、９時２０分からオリエンテーション

（2）筆記試験

７月２６日（火）　　１０：００～１１：３０　　会場集合

※ 筆記試験に不合格の場合は、基本研修（講義）は修了となりません。

（3）基本研修（演習）　研修内容は別表２参照

７月３０日（土）、７月３１日（日）　　９：３０～１７：００　　会場集合

※ 各日、９時から受付、９時２０分からオリエンテーション、演習の進捗状況によって、終了時間が延長となる場合があります。また、演習を修了できなかった場合は、後日、再受講となる場合がありますので、ご留意ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、延期または中止となる場合がありますことを予めご了承ください。

（4）実地研修　研修内容は別表３参照

指導看護師等による指導の下、取得が必要な行為について実施

※　事前に、基本研修（講義：筆記試験の合格必要）と基本研修（演習）の修了、本会と各法人による実地研修の委託契約締結、受講者用の損害賠償保険への加入、実地研修の実施体制の整備等が必要です。

※　介護福祉士実務者研修や養成施設等において「医療的ケア」の科目を修了した場合は、喀痰吸引等研修における基本研修が免除になります。この場合、実地研修からの受講となり、**別途申込が必要**になります。別紙様式をご覧ください。

7　会　　場

（1）ＺＯＯＭによるオンライン研修（１日目、３日目～６日目）

受講者の所属事業所等よりＺＯＯＭにてご参加いただきます。

（2）基本研修(講義２日目)

石川県地場産業振興センター 本館３階 第５研修室　　金沢市鞍月２丁目１番地

駐車場を利用いただけます。

（3）基本研修(講義７日目～８日目、演習１日目～２日目)

石川県青少年総合研修センター ２階 ホール　　金沢市常盤町２１２－１

駐車場を利用いただけます。

（4）筆記試験

石川県社会福祉会館 ４階 大ホール　　金沢市本多町３－１－１０

受講者用の駐車場はありませんのでご留意ください。

（5）実地研修

原則として、指導看護師等のいる勤務先の事業所等で実施

8　受講費用

- 受講料　　１１，５００円　※『石川県証紙』を指定用紙に貼付け、提出いただきます。
- 資料代等　　６，５００円　※事前に指定口座にお振込みいただきます。
- 実地研修に係る損害保険料　２，０００円　※実地研修開始前に指定口座にお振込みいただきます。

※ 受講費用のお支払方法は受講決定時に詳細をお知らせいたします。

9　受付期間　　４月２１日（木）～５月１７日（火）まで

※受講希望者が定員を超過した場合、受付期間中であっても受付を締め切ることもあります。

10　申込方法

ホームページからの申込手順

① 石川県社会福祉協議会サイト（URL：http://www.isk-shakyo.or.jp）の上部メニュー福祉の研修をクリックしてください。

② 表示されている「研修新着情報」の一覧から受講希望の研修名をクリックすると、画面の下方に「検索結果」が表示されます。

③ 希望の研修であることを確認のうえ、右欄に要綱と申込がありますが、この申込をクリックすると「研修申し込み」画面に変わります。

④ 必要事項を入力（※マークは必須項目）した後、申込確認画面へで内容を確認し、申し込むをクリックして、申込完了です。

⑤ 申し込まれた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。（なお、この受講確認メールは受講承認という意味ではありません。）

11　受講承認　　受付期間終了後、定員の範囲内で承認し、５月２０日（金）頃、研修申込時に入力いただいたメールアドレスに通知します。

12　留意事項　　実地研修は、受講者が勤務する事業所等で実施することを原則とします。勤務する事業所等で指導看護師等が確保できず、実地研修を行うことができない場合、他事業所等との調整は各自で行っていただきます。

13　個人情報　　皆様から提供いただいた個人情報は、本研修で使用する受講者名簿等の作成に利用いたします。ただし、個人情報の収集目的を超えた利用及び提供は、個人情報保護条例で定める場合を除き、一切いたしません。

14　ＺＯＯＭでの受講

（1）使用されるＰＣ等は、必ずカメラ（外付けカメラ可）とマイク付きのものを準備してください。
　受講には、パソコンの使用を推奨します。（研修ではテキストをご覧いただきながら受講いただきますが、講義の説明用に表示される資料は配布いたしません。スマートフォンですと文字が小さく見えない場合があります。また、一画面の最大表示人数が４人となるため、グループワーク時に支障が出る場合があります。）

（2）インターネット利用に係る通信料は受講者の負担となります。

（3）研修内容により、プラスチックエプロンや手袋等を各自でご準備いただく場合があります。

（4）詳細は、受講決定時にご案内いたします。

15　その他

（1）研修の全課程を修了した受講者に、修了証書を交付します。

（2）**基本研修免除について（介護福祉士実務者研修等で「医療的ケア」を修了した方向け）**
　介護福祉士実務者研修や養成施設等において「医療的ケア」の科目を修了した場合は、喀痰吸引等研修における基本研修が免除になります。この場合、実地研修からの受講となり、**別途申込が必要**になります。また、現在の所属法人が、基本研修を受講した際の所属法人と異なる場合で実地研修を実施する場合も、このお申し込みが必要となりますのでご注意ください。

なお、基本研修免除のお申込みは、４月２１日～７月１９日となります。
※詳細は、別紙様式「実地研修の申込について」をご覧ください。

16　問合せ先

（1）　**制度関係　（受講対象、実地研修対象施設の要件、経過措置　等）**
石川県健康福祉部長寿社会課　施設サービスグループ　担当:森下　TEL 076-225-1416
石川県健康福祉部障害保健福祉課 自立支援グループ　担当:大地　TEL 076-225-1428

（2）　**申込関係　（申込方法、日程　等）**
石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター　担当：北脇、伊藤
〒920-0964　金沢市本多町3-2-15　TEL 076-221-1833　FAX 076-221-1834

（別表１）　基本研修（講義）の内容及び時間数

大項目	中項目	時間(h)
１　人間と社会	1. 個人の尊厳と自立	0.5
	2. 医療の倫理	0.5
	3. 利用者や家族の気持ちの理解	0.5
２　保健医療制度とチーム医療	1. 保健医療に関する制度	1.0
	2. 医行為に関係する法律	0.5
	3. チーム医療と介護職員との連携	0.5
３　安全な療養生活	1. 喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
	2. 救急蘇生法	2.0
４　清潔保持と感染予防	1. 感染予防	0.5
	2. 職員の感染予防	0.5
	3. 療養環境の清潔、消毒法	0.5
	4. 滅菌と消毒	1.0
５　健康状態の把握	1. 身体・精神の健康	1.0
	2. 健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5
	3. 急変状態について	0.5
６　高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	1. 呼吸のしくみとはたらき	1.5
	2. いつもと違う呼吸状態	1.0
	3. 喀痰吸引とは	1.0
	4. 人工呼吸器と吸引	2.0
	5. 子どもの吸引について	1.0
	6. 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	7. 呼吸器系の感染と予防（吸引と関連して）	1.0
	8. 喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	9. 急変 ・ 事故発生時の対応と事前対策	2.0
７　高齢者及び障害児 ・ 者の「たんの吸引」実施手順解説	1. 喀痰吸引で用いる器具 ・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2. 吸引の技術と留意点	5.0
	3. 喀痰吸引に伴うケア	1.0
	4. 報告及び記録	1.0
８　高齢者及び障害児 ・ 者の「経管栄養」概論	1. 消化器系のしくみとはたらき	1.5
	2. 消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
	3. 経管栄養法とは	1.0
	4. 注入する内容に関する知識	1.0
	5. 経管栄養実施上の留意点	1.0
	6. 子どもの経管栄養について	1.0
	7. 経管栄養に関係する感染と予防	1.0
	8. 経管栄養を受ける利用者や家族の気持	0.5
	9. 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10. 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
９　高齢者及び障害児 ・ 者の「経管栄養」実施手順解説	1. 経管栄養で用いる器具 ・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2. 経管栄養の技術と留意点	5.0
	3. 経管栄養に必要なケア	1.0
	4. 報告及び記録	1.0

合計講義時間　　５０時間

（別表２） 基本研修（演習）の内容及び回数

ケア等の種類		実施回数
喀痰吸引	口腔内吸引	5回以上
	鼻腔内吸引	5回以上
	気管カニューレ内部	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5回以上
	経鼻	5回以上
救急蘇生法		1回以上

（別表３）実地研修の内容及び回数

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途実地研修を行う。

※上記５つの行為のうち、全ての実地研修が修了した後に、修了証書の交付を受ける場合と、実地研修を修了した行為のみ、個別に修了証書の交付を受ける場合を選択できる。

別紙　実地研修実施要件

・実地研修

以下の要件を満たす介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等、訪問介護事業者（在宅）でできる限り行うこととする。

（ア）　対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。

（イ）　医療、介護等の関係者による連携体制があること。

（ウ）　実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する指導看護師について、介護職員等数名につき、１人以上の配置が可能であること（訪問介護事業者にあっては、訪問看護事業者と連携の上、実地研修の場において指導看護師について、介護職員等数名につき、１人以上の確保が可能である場合も含む。）。

（エ）　指導看護師は臨床等での実務経験を３年以上有し、指導者講習を受講していること。なお、実地研修における指導者には、上記指導看護師のほか、指導者講習を受講した医師を含む。

（オ）　有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。

（カ）　過去５年以内に、都道府県から介護保険法第９１条の２に基づく勧告、命令及び第９２条に基づく指定の効力の停止（障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。

（キ）　喀痰吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。

（ク）　施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること

（ケ）　下記のⅠ、Ⅱの条件を満たしていること。

<u>Ⅰ　施設（介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等）において実地研修を実施する場合</u>

１　介護職員等が喀痰吸引及び経管栄養（以下「喀痰吸引等という。」を実施する上で必要であると考えられる条件

（１）　利用者の同意

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、喀痰吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応について施設長から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

（２）　医療関係者による的確な医学管理

①　配置医又は実施施設と連携している医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。

②　指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うこと。

③　配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、喀痰吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

（３）　喀痰吸引等の水準の確保

①　実地研修においては、指導者講習を受けた指導看護師が介護職員等を指導する。

②　介護職員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。

③　喀痰吸引等の行為については、医師に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。

④　当該利用者に関する喀痰吸引等について、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

（4）　施設における体制整備

①　実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。

②　利用者の健康状態について、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、主治医（別途主治医がいる場合に限る。）、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。

③　喀痰吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。

④　指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。

⑤　ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。

⑥　緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されていること。

⑦　施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

Ⅱ　利用者の居宅において実地研修を実施する場合

1　訪問介護員等が喀痰吸引及び経管栄養（以下「喀痰吸引等」という。）を実施する上で必要であると考えられる条件

（1）　利用者の同意

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、喀痰吸引等の実地研修の実施と訪問介護事業者、利用者のかかりつけ医、訪問看護事業者との連携対応について訪問介護事業者から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている訪問介護員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

（2）　医療関係者による的確な医学管理

①　利用者のかかりつけ医から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。

②　家族、利用者のかかりつけ医、指導看護師、保健所の保健師等、家族以外の者等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。

③　利用者のかかりつけ医、指導看護師及び訪問介護員等の参加の下、喀痰吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

（3）　喀痰吸引等の水準の確保

①　実地研修においては、指導看護師が訪問介護員等を指導する。

②　訪問介護員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。

③　喀痰吸引等については、利用者のかかりつけ医に承認された訪問介護員等が、指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。

④　当該利用者に関する喀痰吸引等について、利用者のかかりつけ医、訪問看護職員及び訪問介護員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

（4）　体制整備

①　喀痰吸引等を実施する訪問介護事業者は、安全の確保のための体制の整備を行うため、関係者からなる安全委員会が設置されていること。

②　適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、利用者のかかりつけ医及び指導看護師の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医及び指導看護師との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の整備がなされていること。

③　喀痰吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。

④　指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。

⑤　ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、喀痰吸引等を実施する事業者や利用者のかかりつけ医、指導看護師、訪問介護員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。

⑥　緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に利用者のかかりつけ医・指導看護師との連絡体制が構築されていること。

⑦　感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

（5）　地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

別紙様式

介護福祉士実務者研修等で「医療的ケア」を修了した基本研修免除者
本会の喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）基本研修受講時と所属法人が異なる方　対象

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業　実地研修の申込みについて

介護福祉士実務者研修や養成施設等において「医療的ケア」の科目を修了した場合は、喀痰吸引等研修における基本研修を免除することができます。

この場合、実地研修のみの受講で、研修を修了することができます。

実地研修のみ受講を希望する場合は、法人で取りまとめの上、本様式にご記入いただき、ＦＡＸまたは郵送にてお申込みください。

また、本会の喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）の基本研修受講時に所属していた法人と、現在所属している法人が異なる場合も、実地研修実施前には本申込みが必要となります。

なお、実地研修の進め方や本会との業務委託契約などの詳細については、募集締め切り後に実地研修説明会を開催しお伝えいたしますので、ご参加をお願いいたします。（別途案内します。）

１　申込対象者

（１）養成施設等で「医療的ケア」の科目を修了した方

※本会以外の、石川県における喀痰吸引等研修の登録研修機関にて「医療的ケア」の科目を修了した方は、当該登録研修機関にて実地研修をお申込みください。

（２）本会の喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）基本研修受講時と現在の所属法人が異なる方

２　申込期間

４月２１日（木）～７月１９日（火）

３　申込方法

次ページの実地研修申込書に必要事項をご記入いただき、本会あてにＦＡＸまたは郵送にて送付してください。

「医療的ケア」を修了したことが分かる書類（実務者研修修了証明書、科目別修了認定証などの写し）及び実地研修先に指導看護師等が在籍していることが分かる書類（指導者講習修了証書、医療的ケア教員講習会修了証書などの写し）を添付してください。

４　その他

（１）本申込みをせずに実地研修を実施した場合、実地研修の修了証は発行されません。

（２）実地研修を開始する際には、本会指定の損害賠償保険に加入いただきます。

（３）実地研修説明会、実地研修の開始予定時期は下記のとおりです。別途ご案内いたします。

説明会　８月中旬頃　　実地研修実施時期　９月～（予定）

（４）本会にて「喀痰吸引等研修（不特定の者対象）基本研修」を受講される方は、この様式でのお申込みの必要はありません。

介護福祉士実務者研修等で「医療的ケア」を修了した基本研修免除者対象
本会の喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）基本研修受講時と所属法人が異なる方　対象

令和４年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業 実地研修申込書

法人名					
受講者名 所属名等	No.	施設・事業所名	受講者氏名	実地研修を実施する施設	備考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
ご担当者名					
問合せ先	TEL（　　）　　－　　FAX（　　）　　－				

○添付書類　　下記（１）と（２）の写しを添付してください。
（１）「医療的ケア」を修了したことがわかる書類（実務者研修修了証明書、科目別修了認定証など）
（２）実地研修先に指導看護師等が在籍していることが分かる書類（指導者講習修了証書、医療的ケア教員講習会修了証書など）

○申込期間
４月２１日（木）～７月１９日（火）

○留意事項
本申込みをせずに実地研修を実施した場合、実地研修の修了証は発行されません。
実地研修を開始する際には、本研修機関指定の損害賠償保険に加入いただきます。

＜提出先・問合せ先＞
石川県社会福祉協議会　福祉総合研修センター　担当：北脇
〒920-0964　金沢市本多町3-2-15（県立図書館内）
TEL 076-221-1833　　FAX 076-221-1834

集合研修の受講にあたって

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会

１　本会では、新型コロナウイルス感染症発生に伴い、受講者の安全確保を図るため、次の対策を行います。

（１）研修の定員は、会場の収容人員の半分以下の人数とします。そのため、申込者数が定員を超過した場合は、調整させていただきますので、各研修の開催要綱をご覧ください。

（２）受付前に非接触型体温計による検温を実施し、３７．５度以上の方は受講不可といたします。

（３）手指用アルコール消毒液を会場出入口に配置いたします。

（４）会場の換気、ドアノブなどの消毒を適宜行います。

（５）受講者間の距離を確保した座席の配置を行います。

（６）職員はマスク着用で対応いたします。

２　受講者の皆様へのお願い

（１）受講確定後、次に該当する方は、受講を控えて、速やかに下記事務局へ連絡してください。

・発熱（３７．５度以上）や風邪症状、倦怠感などがあり体調不良の方

・研修日前２週間以内に感染が拡大している地域を訪問した方及び当該地域からの来訪者と濃厚接触した方

・身近に感染が疑われる方がいる場合や、所属法人・施設などから受講の自粛を求められている場合など、新型コロナウイルス感染症の影響により受講が難しくなった方

（２）各自でマスクを用意の上、必ず着用してください。マスクをしていない場合は、受講をお断りいたします。（演習時にフェイスシールドの着用などを指示する場合もありますので、受講決定通知などをご覧ください。）

（３）こまめな手洗い・うがい・咳エチケット、備え付けの消毒液の使用、休憩時間においても受講者間の距離を取り、会話も出来る限り控えるなどの感染症対策にご協力をお願いいたします。

（４）サインペンやマーカーなどの文房具の持参の指示があった場合は、必ず用意してください。

（５）会場では、常時もしくは定期的に換気を行いますので、冷暖房機能の低下が懸念されます。各自、衣類などでの体温調整やこまめな水分補給をお願いいたします。

（６）保健所などより要請があった場合は、必要な情報を提供することがありますので、予めご了承ください。

福祉総合研修センター（電話番号０７６－２２１－１８３３）

受付時間：平日８時３０分～１７時１５分

３　その他

（１）県社会福祉会館は、敷地内及び周辺での喫煙は禁止されていますので、ご留意ください。

（２）福祉総合研修センターの建物内は禁煙ですが、敷地内の喫煙は可能ですので、喫煙されたい場合は、携帯の灰皿をご用意ください。

（３）県社会福祉会館及び福祉総合研修センターの駐車場は、受講者はご利用できませんので、周辺の有料駐車場もしくは公共交通機関をご利用ください。

※本書は、令和４年３月２８日時点のものであり、今後の状況に応じて随時見直しを行います。